

上関町 認知症の症状とケアの流れ

段階	認知症の疑い 「おかしい、いつもとちがう」	症状はあっても日常生活は自立 「やっぱり、いつもとちがう」(軽度)	見守りがあれば日常生活は自立 「たしかに、ちがう」(中等度)	日常生活に手助けや介護が必要 「かなり、ちがう」(重度)	常に介護が必要 「まったく、ちがう」
ご本人の様子 (症状や行動)	<input type="checkbox"/> 物忘れ <input type="checkbox"/> 同じことをくりかえし聞く <input type="checkbox"/> 片付けが苦手になる <input type="checkbox"/> 物が無くなる <input type="checkbox"/> 外出がおっくうになる	<input type="checkbox"/> 同じものばかり買う <input type="checkbox"/> 小銭で払うのが苦手になる <input type="checkbox"/> 鍋をこがす <input type="checkbox"/> ゴミだし、片付けができない <input type="checkbox"/> 取り繕いが増える	<input type="checkbox"/> 慣れた場所で迷う <input type="checkbox"/> 季節にあった服が選べない <input type="checkbox"/> 直前にした事を忘れる <input type="checkbox"/> 作り話をする <input type="checkbox"/> 家電の操作が難しくなる	<input type="checkbox"/> 排泄を失敗する・隠す <input type="checkbox"/> 食事したことを忘れる <input type="checkbox"/> 道に迷って帰って来られない <input type="checkbox"/> 家族がわからなくなる	<input type="checkbox"/> 食べ物でない物を口に入れる <input type="checkbox"/> 会話が成立しない <input type="checkbox"/> 寝たきりで、意思疎通が難しい

認知症の進行状況による支援体制など

相談先

◎地域包括支援センター (☎ 0820-62-1780)
 自分のこと・家族のこと・周囲の気になる人のこと“認知症かな?”と思ったら、まずは相談してください。



◎上関・室津・祝島駐在所 ◎柳井警察署生活安全課 ◎柳井地区広域消費生活センター
 「詐欺にあったかもしれない」「家を出て帰ってこない」「近隣・家族間トラブル」などについて相談できます。

◎認知症カフェ(オレンジカフェ) 毎月第1木曜日 13:30~15:30 場所:ほのぼの活性化センター 問合せ先:地域包括支援センター
 認知症の人、その家族、支援者などが集まって、和やかに過ごす憩いの場です。専門職がいますので、介護や福祉の相談もできます。

◎ふれあいサロン 問合せ先:社会福祉協議会 いつ・どこであるのかはお問い合わせください。

◎日常生活自立支援事業 問合せ先:社会福祉協議会 **◎成年後見制度** 問合せ先:地域包括支援センター
 財産管理や身上保護など、ご本人の権利を護るための制度を利用することができます。

◎居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)
 利用者が日常生活を送るために必要な保健医療・福祉サービスを利用できるよう、利用者の心身状況や環境などを考慮してサービスの連絡調整を行います。



◎一般介護予防事業

- いきいき百歳体操
- 介護予防サポーター養成講座

問合せ:
保健福祉課健康増進係



◎介護保険で利用できる居宅サービス 問合せ先:保健福祉課介護保険係・地域包括支援センター

- ◆訪問介護:ホームヘルパーに自宅に来てもらい、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を受けることができます。
- ◆通所介護・通所リハビリ:デイサービスやデイケアに通い、他者との交流やレクレーションを行ったり、リハビリを受けることができます。
- ◆訪問看護・訪問リハビリ:看護師や理学療法士・作業療法士などに自宅に来てもらい、健康状態の管理やリハビリを受けることができます。
- ◆ショートステイ:ご本人の孤立感の解消や心身機能の維持回復、家族の介護負担の軽減を目的として施設に短期間宿泊し介護を受けることができます。
- ◆住宅改修、福祉用具レンタル・購入

◎入所ができる主な施設 (※入所にはご本人の介護度や身体状況などの条件があります。)

- ◆特別養護老人ホーム:基本的に要介護3以上で、常に介護が必要で在宅が困難となった方が該当。施設で介護を受けながら生活を送ることができます。
- ◆介護老人保健施設:要介護1以上が該当。在宅への復帰を目的として施設へ入所し、心身の機能回復訓練を受けることができます。
- ◆グループホーム:要支援2以上が該当。認知症などで生活が困難な方が専門スタッフの支援を受けながら、少人数で共同生活を送る施設です。(町内には施設がありません。利用時は施設所在地市町と上関町との協議が必要です。)

医療

◎かかりつけ医 気になることは、まずはかかりつけ医に。日常の健康管理も含めて、早い段階に相談ができる体制を作っておきましょう。

◎認知症疾患医療センター : 柳井医療センター
 認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療・専門相談を受けることができます。かかりつけ医からの紹介状が必要です。

